

令和 8 年度生徒指導指導者養成研修 実施要項

1 目 的

いじめ、暴力行為、自殺、不登校などは依然として学校教育推進上の憂慮すべき緊急の課題となっている。また、生徒指導提要改訂を受け、学校や教育委員会等による児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決といった課題対応における一層の充実のみならず、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるような指導や援助の在り方が求められており、学校関係者が一丸となって取り組む必要がある。

本研修では、生徒指導に関する諸課題について検討・分析するとともに、参加者が、生徒指導に関する専門性を生かし、学校や地域における生徒指導に関する諸課題の改善に向けた組織的な取組を推進する力と、教職員の専門性向上を支える力を身に付け、それらの力を発揮できるようになることを目的とする。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構

3 共 催 文部科学省

4 期 間 令和 8 年 6 月 15 日（月）～6 月 19 日（金）

5 実施方法 対面研修

6 会 場 独立行政法人教職員支援機構 つくば本部
(〒305-0802 茨城県つくば市立原 3 番地)

7 標準定員 120 名

8 参加者

(1) 参加資格

ア 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者

イ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であって、学校や当該地域において本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者としての活動を行う者

ウ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生のうち、教職経験のある者

※「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を 20%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮されたい。

(2) 推薦人数

各都道府県教育委員会においては 2 名程度とする。各指定都市教育委員会、各中核市教育委員会、各都道府県知事部局、附属学校を置く各国公立大学、国立青少年教育振興機構等においては 1 名程度とする。なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を 1 名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。ただし、超過は各中核市から推薦があった人数分に限る。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和8年4月22日(水)とする。

推薦する機関においては、候補者を取りまとめて「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

(4) 参加者の決定

推薦する機関からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。ただし、標準定員を超過する場合は、参加者数を調整することがある。そのため、「研修システム」により推薦を行う際に、候補者毎に推薦順位を入力すること。

9 研修内容

別紙1「日程表」のとおりとする。

10 事前課題

(1) 研修成果活用計画書の作成

参加者及び所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、参加者決定時に別途連絡する。

(2) その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、参加者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、参加者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

(1) 所定の課程を修了した参加者には、修了証書を授与する。参加者推薦の際に、必ず参加者の氏名を確認し、正確に記入すること。

(2) 本研修では、「Google Workspace」を利用する。利用に際し、Google アカウントや簡易マニュアルは当機構で作成し、参加者決定時に連絡する。

(3) 本研修は、原則として教職員支援機構の宿泊施設を利用するものとする。

(4) 当機構は、スムーズで効果的な演習の展開、ファイル交換等の効率化、資料等のペーパーレス化、ICT機器の活用能力の向上等を同時に実現することを目的とし、BYOD (Bring Your Own Device) を導入しているため、参加者が使い慣れたパソコン等を持参すること。

(5) 「全国教員研修プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)を利用している自治体からの参加者に関しては、プラットフォームへの本研修の修了状況の登録を当機構で行う。

登録に当たって、参加者のプラットフォームログイン ID が必要となるため、プラットフォームを

利用している自治体は、推薦を行う際に研修システムより候補者毎にプラットフォームログイン ID を入力すること。

- (6) 本研修の参加に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。